

第259回4月定例教育委員会議事録

委員会次第

1. 開会宣言
2. 自己紹介
3. 教育長あいさつ
4. 審議事項
5. 協議事項
6. 報告事項
7. その他
8. 閉会宣言

開会日時

令和5年4月27日（木）午後3時00分

会場

安来中央交流センター 第5会議室

出席委員の氏名

教 育 長	秦 誠 司
委 員	加 藤 隆 志
委 員	寺 田 禎
委 員	平 野 千 恵
委 員	青 砥 洋

出席者の氏名

教 育 部 長	原 みゆき	全議題
教育総務課長	遠 藤 浩 司	全議題
学校教育課長	椿 英 隆	全議題
給食教育課長	石 原 秀 樹	全議題
文化課長	金 山 尚 志	全議題
政策推進部次長	池 上 孝 順	(着任挨拶)
地域振興課長	細 田 浩	(着任挨拶)
子ども未来課長	藤 原 聖 美	議第7号
学校教育課主査	糸 賀 真 也	全議題
地域振興課主査	山 崎 慎 也	(着任挨拶)
教育総務課主幹	青 戸 かおり	全議題

1. 開会宣言

午後3時00分 教育長が開会を宣言する。

2. 自己紹介

令和5年4月1日より新たに教育委員に就任された、青砥洋委員よりご挨拶。併せ、小村修司委員の退任に伴い、令和5年4月1日より新たに教育長職務代理者として加藤隆志委員を指名。

定期人事異動により着任した関係部署の職員の紹介。

3. 教育長あいさつ

(教育長)

新年度を迎えまして教育委員会事務局も人事異動がございまして、フレッシュにスタートしたところでございます。また青砥教育委員さんには、初めて教育委員会会議の方にご参加をいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

さて、各学校におきましても、10日に始業式、11日に入学式が行われ、13日からセンター給食がスタートして、順調に新年度をスタートさせているところでございます。

入学式の方は、コロナ禍もだいぶ収まりましたので、保護者と在校生も体育館に入る形で実施した学校が多かったかなと思っております。ただ、来賓の方の対応を、各学校工夫をいただいているというような状況でございます。お祝いには、市長が宇賀荘小学校と伯太中学校、私が井尻小学校と第三中学校に参列をさせていただきました。また、各校とも、教育委員の皆様方からの祝いメッセージが綺麗に貼ってあったというようなことでございました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、なかなかゼロにはならない状況でございまして、ゴールデンウィークの人の動きの中で、また大きな波が来るんじゃないかといった予測もされておりますけれども、引き続き注意をしながら、できるだけ平常の生活に戻していきたいなというふうに考えているところでございます。

それから教職員の異動でございますけれども、校長先生方は計9名、教頭先生方は11名の異動がございました。12日に最初の校長連絡会を開きまして、校長先生方には、私の方から5点、話をさせていただきました。

一点目は、まだ集計中なんですけれども、不登校が令和4年度は非常に多かったということ、小学校では10校で32名、中学校は5校全てで対象者があり、全75名ということで、30日以上欠席の不登校の児童生徒が、過去に比べますとすごい勢いで増えたという状況がございまして。この不登校対応をまず一番に考え、協力して未然防止に努めましょうという話をさせていただきました。

二点目は安全安心な学校づくりということです。近年自然災害が多数発生しておりますが、今年に入りましては大雪があり、2日ほど臨時休業というような対応をとらせてもらいました。風水害などの備えをお願いしたところです。

三点目は県内でも先進的に取り組んでいただいております、ICT機器を活

用した授業づくり、学力向上の取り組みをさらに進めていきたいということ。

四点目は、小中学校適正配置基本計画の策定に向けまして、教育委員会サイドが中心になりますけれども、審議会の審議を推進していくということ。

五点目は、生徒や保護者地域との信頼関係をもとにした働き方改革をお願いしたいということでございます。学校の都合ばかり全面に押し出して、地域の方々に対して、今まであったいろんなことがなくなるのではないかというような誤解を生んでは、なかなか教育成果は上がってきませんので、そのあたりを丁寧に説明しながら進めていただきたいというようなお話をしたところでございます。

教育委員会といたしましても、そうした各学校の主体的な学校経営を支援していくということ、それから、冒頭の挨拶にありまして、機構改革で新たに文化課となりましたので、文化行政の振興というところも頑張っていかなければいけないと思っております。

また、昨日県内の市町村教育長と県教委との会議がございまして、その中で県教育長の方からご挨拶があり、まず教員の欠員についてお詫び申し上げるということがございました。県内において、小学校の正規職員が14名、中学校で13名が欠員になっております。その前の新聞で37名というのが出ておりましたけど、これは高等学校を含めての数でございます。産休で途中からお休みになったりとか、定数の中に講師さんを入れられないといけないなど、いろいろなことがあるんですけど、フルタイムでご勤務いただく講師さんもなかなかおられず、非常勤の講師さんで対応しているというようなことで、あらゆる手だてを講じて、教員の確保に努めたいということがございました。

安来市内におきましては、正規職員に1名欠員が出ております。小さな学校で欠員がありますと担任がいなかったりとか、或いは小さな中学校で欠員があると、例えば数学の先生がいなかったりということだと数学の授業ができないわけですから、校務に非常に大きな影響が出る訳ですが、そういうケースは県内ではゼロです。大規模校で、担任や教科担任以外のところで欠員が生じており、授業や学級経営ができないという状況ではないけれども、定数としては足りていない、というようなことでございます。本市も中学校で、比較的大きな学校のところが1名空いております。昨年に比べて7名の加配増になるところが6名しかいないという状況で、非常勤を充てさせていただいています。安来市は現在のところ、比較的、教員配置の方は、県の方にしっかりやってもらっているという現状でございます。

二点目は、幼保小の連携をしっかりしましょう、ということ。特に、入学式に行きましたら、新入生が途中であくびを何回もしたり、途中で立ち歩いたり、音のする方をずっと見ているとか、かつての入学式の緊張した1年生というような感じではなく、大丈夫かなと思うような学校もあつたりします。1学期の間は、まずは学校に慣れるということに重きをおくわけですが、結局2

学期3学期の学習へしわ寄せがいつている現状であるというような県のとらえ方でもございました。とはいえ、いろいろ課題がありまして、例えば一つの小学校で連携を取ると言いますが、20ぐらいの子ども園、幼稚園などから児童が上がってくる学校は、入学前に連携をとるといのはなかなか厳しい。松江市あたりは、1校で30園以上から子どもが集まってくるというような現状もあるようですので、このあたりが課題となっていて、幼小の連携は難しい面もあるというお話でもございました。なお、県の方は幼児教育推進室というのを、この度設置されたということです。

三点目は、放課後児童クラブでの学習支援ということでございます。放課後児童クラブは、安来市は教育総務課が所管しております。親御さんがお仕事で、学校が終わったあとに見る大人がいないということで、児童クラブを設置しておるわけですが、一方で、島根県の課題として、家庭学習が不足しているという現状がございます。そこで、児童クラブの中で、学習の時間を確保できないだろうかということ、今後検討していきたいということでございました。全市町村に向けて実態調査に歩かれるということで、安来市も先日、県の方から来ていただいたところです。

ただ児童クラブも本当に一生懸命運営していただいております、なかなかそこで児童の学習まで、すぐさま対応できるかということ、非常に難しい実態もございます。とはいえ、少しずつでも学習支援の方へ目を向けていく何らかの方策はないだろうかというようなところで、教育長としては強く方向性を出していきたいというようなお話をしていっていただきました。

教育現場も課題が山積しております、一つ一つ乗り越えながら進めていかなければならないという現状でございます。

4. 審議事項

1) 議第1号 「安来市いじめ防止基本方針」の改訂について (学校教育課長) 資料1により説明

これまでの方針から、全体で8箇所の追加を行っております。

改定部分の第一として、いじめの 発見率を高めるため、アンケート調査の工夫について追加しております。二点目としては、学校の組織的な対応力を向上させるため、異校種間や学校間での連携について追加しております。三点目、学校が組織的に対応し、情報共有が行われるようにするため、いじめの発見、通報を受けた時の対応について追加しております。また四点目として、行為の対象となる児童生徒本人が苦痛を感じていない状況でも、いじめ行為を行った児童生徒に対する指導を適切に行うことを追加しております。五点目、特に配慮が必要な児童生徒として、新型コロナウイルスの感染児童生徒を追加しております。六点目、再発防止に向けた取り組みを明確にするため、児童生徒

への指導を通じて、謝罪の気持ちを醸成することを追加しております。七点目では、インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応として、フィルタリングの利用などについて保護者に対しての協力を依頼すること、八点目として、学校が早期に情報把握ができるよう、相談しやすい雰囲気づくりと関係機関との連携を行って対応することを追加しております。

(委員)

いじめは未然防止が一番だと考えますが、先ほどの説明で、いじめだと気づけなかった場合でも対応してもらえることが解って安心しました。いじりとか執拗なからかい、悪ふざけの延長などは、学校だけではなくて、親が関わるような場面でもあるのではないかと思います。また表面に出ていなくても思い悩んでいる子もいるのではないかと思いますので、対応いただくと安心です。

(委員)

新型コロナウイルスに感染した児童生徒が、特に配慮が必要な児童生徒に加えられた、というのは何か、そういった事例があったのでしょうか。

(学校教育課長)

昨年度あたりからは、ごく普通のこととして感染があるような状況になりましたので、特別に何かがあったということはないんですけれども、病気で差別が起こるということに対して、これからも気をつけていかなければなりませんし、また逆に、一般化され過ぎてしまったところで、こういった感染した子に対して、いじめがまた再発するということがあってはなりませんので、文言を加えておくことは重要と考えております。

(委員)

コロナウイルスに特定されたような文言なので、今後はまた違った、新種の何かしらが発生することがあるかもしれないので、表現を変えられたら良いと思います。

(教育長)

4月に入って、インフルエンザで学級閉鎖をしたという事案がすでに出ていますが、例えば、一番最初に休んだ子どもに対して、菌を持って入ったとか、心ない言葉が出ることはあるかもしれない、けれどそれは子どもに責任を負わせるようなことではないわけで、そういうことで嫌な思いをすることがないようにという、コロナに限らず、広くカバーできるような表現の方が適切ではないかというご意見ですので、文言整理をさせてもらってよろしいでしょうか。

(学校教育課長)

「病気等に感染した児童生徒」という言い方に変更します。

(教育長)

市の方針に準じて、各学校でもそれぞれの学校のいじめ防止の方針を策定していただくという形になっておりまして、これも国や県のものを踏まえた上で市の防止対策という形の基本方針でございますので、各学校の方にも周知を

図り、見直しすべきところは見直していただくというような依頼をしていきたいと思えます。

(承認)

2) 議第2号 安来市文化財保護委員の会の委員の委嘱について

(文化課長) 資料2により説明

安来市文化財保護委員会委員の委嘱についてお諮りするものでございます。安来市文化財保護条例第16条以下は、保護委員会の規定となっておりますが、文化財保護委員会は市内文化財の保護及び活用に関する専門的、技術的事項を調査審議し、必要と認める事項について、教育委員会に建議する機関と定められています。委員構成は10人以内、識見を有する方を教育委員会が委嘱します。任期は2年です。

本年度も、昨年度と同様に9名の委員としており、8名が再任、1名が新任となっております。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

(委員)

年に何回ぐらい会が開かれ、また議題はどのようなものでしょうか。

(文化課長)

昨年は年間2回の会議を開催しました。概ね2回から3回開催される形になっています。年度の一番最初は、今年度の事業はどんなことをするかという説明をし、文化財の動向などを説明する形です。その他、よくあるのは、埋蔵文化財が出たけれども保存すべきかどうかといったことを諮問したり、指定文化財を増やしていこうというようなところで、指定候補の洗い出しをしていく話なども出ています。

(委員)

先ほど言われた、指定をするとか、文化財が出てそれを保存しましょうというものは、この委員会で決まるのですか。

(文化課長)

この委員会に教育委員会から意見を求めまして、どういう価値があるかを答申してもらい、その上で教育委員会で認めてもらうこととなります。

(承認)

3) 議第3号 安来市公立学校給食調理師服務規程の廃止について

(教育総務課長) 資料3により説明

安来市公立学校給食調理師服務規程の廃止をするものでございます。廃止の理由といたしまして、令和4年度から市内の全公立小中学校の給食は、安来

市給食センターにて、調理及び配食を行い、提供しております。これにより、各学校ごとに調理提供する方式は廃止し、学校給食に従事する調理師を任用しないこととなったため、当該調理師の服務に関する本規定を廃止するものです。移行後1年が経過しましたので、事後処理も終了したと判断し、令和5年4月1日をもって廃止するものであります。

(委員)

前回もお尋ねしましたが、学校給食センターに完全移行して、その事業計画、目標に、実態がどのように近づいていますか？

(給食教育課長)

次回回答させていただきます。検証作業を進めておりますが、目標に近づいていることは承知しております。

(委員)

要するに、人件費、維持管理費等、総合して合理化するという事で給食センターができたと思うんですけど、概ね、想定どおりに運営されているということで認識してよいということですね。

(承認)

4) 議第4号 安来市委員会等における予算の執行その他の事務の補助執行並びに専決に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(文化課長) 資料4により説明

安来市の文化振興業務につきましては、4月から教育委員会文化課が所管することになりました。しかし、安来市総合文化ホール条例の規定でアルテピアの指定管理者の指定及び指定を取り消された際の管理は、市長の権限となっております。そのため、教育委員会で総合文化ホール関係の事務を補助執行できるよう規則を改正するものです。

規則の別表第1には委員会等において補助執行する事務が列記されていますが、その最後に、四番目として総合文化ホールに関するものを加えるとしております。附則といたしまして、組織改編に合わせ、令和5年4月1日から施行するものでございます。

(教育長)

アルテピアに関することのみですね。

(文化課長)

はい。総合文化ホールの条例で市長の権限でということが謳ってあるため、教育委員会の文化課で行うためには、条例を改正するか、補助執行という形で行うか、どちらかの整理が必要になります。今回は補助執行という形で行うということです。文化課の権限で指定管理の準備ができるように、根拠を作ったということです。

(承認)

5) 議第5号 安来市自死対策会議委員の推薦について

議第6号 安来市人権・同和教育推進協議会委員の推薦について

(教育総務課長) 資料5・資料6により説明

まず、安来市自死対策会議委員の推薦についてです。設置要項の第2条の所掌事務に規定があるとおり、自死対策の総合的な推進が主な事務となっております。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。市の所管はいきいき健康課です。また、前任は寺田委員に務めていただきました。

続きまして、安来市人権同和教育推進協議会委員の推薦についてですが、協議会規則第2条の目的のとおり、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指した教育及び啓発活動を推進する団体となっております。任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までのおよそ2年間、市の所管課は人権施策推進課となっております。また前任は小村委員でございました。

以上、二つの会議の委員の選出をお願いするものでございますが、この他に二つ、まだ正式な推薦の通知は来ておりませんが、島根県市町村教育委員会連合会の理事と、安来市民生児童委員推薦会の委員、各1名の推薦依頼がある予定となっております。なお、島根県市町村教育委員会連合会の理事の前任は小村委員、安来市民生児童委員推薦会の前任は加藤委員でした。

また、加藤委員におかれましては、教育委員としてお務めいただき任期が令和5年12月17日までとなっております。加藤委員の推薦を妨げるものではございませんが、退任後には、新任の委員の方に含めまして、任期を引き継いでお願いさせていただくこととなりますので、ご了解いただきたいと思います。

(教育長)

教育委員会の方にも、各部署から委員を出して欲しいという推薦の依頼がありますが、特段、事務局案等も作っておりませんので、皆さんのご協議でお願いしたいと思います。

(教育総務課長)

平野委員が今現在2つの委員を継続して務めていらっしゃるのみで、あとはこの3月末で一度任期が切れました。民生児童委員が3年、自死対策会議は2年、人権同和も2年となっております。島根県市町村教育委員会連合会は任期1年となっております。

(委員)

教育長よりご指名ください。

(教育長)

寺田委員は引き続き自死対策委員、青砥委員には人権同和推進協議会、加藤委員は島根県市町村教育委員会連合会をお願いしたいと思います。民生児童委員は、青砥委員、宜しく願いいたします。

(承認)

7) 議第7号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に係る
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(子ども未来課長) 資料12により説明

今回の改正の理由ですが、こども家庭庁が設置されたことに伴いまして、子ども子育て支援法という法律が一部改正されることになりました。改正される部分は第19条2項で、2項部分が全て削られるというものです。それに伴って、第19条は1項のみということになります。従って、この条項を条例上で引用している全ての部分で、修正が必要になってまいります。例えば、改正前で、法第19条第1項第3号というふうに書いてある部分については、第19条2項が削られたことに伴いまして、表現の仕方として、法第19条第3号、今まで第1項と書いてあったものがなくなりましたので、削除することになります。修正部分が多数ございますが、すべて同一の内容でございます。

(教育長)

この改正で何か具体的に変更になる事項はありますか？

(子ども未来課長)

基本的には文言を修正するだけであり、表記上の必要からの改正です。

(教育長)

それではお諮りいたします。議第7号、安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして承認いただけますか。

(承認)

5. 協議事項

1) 協第1号 施設整備計画の事後評価について

(教育総務課長) 資料7により説明

国の交付金事業の交付要件である事業完了後の事業評価について事業概要及び総合所感により評価を行うものであり、このたび協議をさせていただくものでございます。評価対象の交付金は、令和4年度の学校施設環境改善交付金です。

事後評価の実施につきましては、本日の定例教育委員会での事後評価、そ

して評価結果を市ホームページにて公表する予定でございます。令和4年度に実施されました事業は、能義小学校、比田小学校、井尻小学校の屋内運動場において、屋内運動場の照明設備、メインバスケットゴール撤去等の改修工事を行いました。学校施設の耐震対策については、全ての学校施設でクリアしておりますが、利用者の安全確保及び災害時における避難所の安全対策の観点から、非構造部材の耐震対策についても引き続き計画的に実施する必要があると考えております。

(委員)

非構造部材の耐震対策とは例えばどのようなものでしょうか。

(教育総務課長)

例えば今回の構造で言いますと、落ちてくる可能性がある吊り天井、それから、天井吊り下げ型のバスケットボールゴール、こういったものは一切撤去となりました。つまり非構造部材というのは、立てかけてあったり、取り付けてあったり、建物と一体的な構造となっておらず、倒れたり落ちたりする危険性がある部分、というような意味合いでイメージいただくのが一番いいかと思います。同じバスケットゴールであっても、壁に設置されたものは撤去対象ではございません。天井から吊り下げられて降りてくるようなゴール、これは対象となっております、撤去しなければいけません。

(委員)

メインバスケットゴール撤去は耐震のためのということですね。新しく取り付けるものは移動式でしょうか。

(教育総務課長)

学校によりますけども、授業で使う程度でしたら、体育館の壁面に取り付けたものが使えます。例えば十神小学校であれば移動式のものも配備されておりますが、このようにスポ少団体からの要望があったりして、ある程度頻回に使用するような施設は、安全にしまえるスペースの確保などにも配慮した上で、移動式のバスケットゴールを配置している状況です。全ての学校に移動式のものを入れたというわけではないです。

(教育長)

能義小学校は、写真では体育館の照明が点灯していませんが、ここもLED化はしていますね。

(教育総務課長)

全てLED照明です。令和5年で全ての小中学校が完了です。

(教育長)

余談ですが、天井の石膏ボードを取ると、この前三中の入学式でしたけれど、太陽が当たって温度が上がり、屋根の鉄板が伸び縮みして、結構大きな音が響きます。とはいえこれも安全のため、致し方ありません。それでは、事後評価ということで、昨年度の事業は適正に行われ、安全対策がとられたということで、ご

承知おきいただければと思います。

6. 報告事項

- 1) 報第1号 安来市小中学校適正配置審議会の状況について
第10回審議会の資料、審議予定事項等についての説明及び赤屋地区、布部地区において開催した意見交換会に係る報告。

7. その他

- 1) 学校訪問について
- 2) 新入生への寄贈品について
- 3) 令和5年度市町村教育委員会研究協議会について
- 4) 文化課関連行事について（所管施設の企画展等について）

☆次回定例会：5月16日（火）

8. 閉会宣言

教育長が午後5時閉会を宣言し、4月定例委員会の日程を終了した。